

「働き方改革」関連法案が審議入り

政府が最重要課題として掲げる「働き方改革」関連法案が、4月27日、衆議院本会議で審議入りしました。当初は平成27年に提出された法案が、これまでに様々な紆余曲折を経て、「残業時間の上限規制」「高度プロフェSSIONAL制度」などを柱としてようやく正式な議論の俎上にのぼることとなります。

最新の法案にどのような内容が盛り込まれているのか、こちらの記事に分かりやすくまとまっているのでご覧ください。

[【図解・行政】「働き方改革」関連法案の概要（2018年4月）（時事ドットコムニュース）](#)

話題になっている「残業上限」や「高プロ」は、福祉業界にはさほど影響はないと思われませんが、注目すべきは「有休取得の義務化」、「同一労働同一賃金」のところがと思います。

今国会で決着がつくのかどうか、なんとも言えない状況ではありますが、これら労働者有利の施策については遅かれ早かれこの方向で動いていくものと考えられます。特に有休の取得促進については、直前になって慌てないように、今から自事業所の現状把握、対応策の検討をしていく必要があります。

（これらのテーマについては6月のセミナーでお話しするつもりです）

配偶者控除が変わるとどうなるのですか？ ⑥

社会保険の扶養の範囲内で働く方にとって、自身で社保に加入するというのは「保険料を引かれる」＝「手取り収入が少なくなる」というマイナスイメージで捉えられがちです。

しかし、社会保険（健康保険・厚生年金）に入ることのでられるメリットも多くあることを忘れてはいけません。

①健康保険の出産手当金、傷病手当金の対象となる。

これらは、出産やケガ・病気で働けない（収入がない）とき、給料の3分の2を補償してくれるものです。被

扶養者にはこのような生活保障はありません。

②将来の年金受給額が増える。

被扶養配偶者の期間は国民年金のみ加入（第3号被保険者）の扱いになります。もしずっと扶養のままだった場合、65歳になって受けられる年金は老齢基礎年金（現在、満額で月約65,000円）のみ、ということになります。自身で厚生年金に加入すれば、将来、老齢厚生年金を上乗せして受給することができます。

③障害年金の支給対象が広い。

ケガや病気で万が一障害が残ってしまった場合、国民年金では障害等級1・2級しか支給対象になりませんが、厚生年金は3級まで支給されます。

④会社が保険料を半分負担してくれる。

社会保険料は、労使折半で納めます。自身の負担は半分でも、その倍の掛け金をかけていることになり、将来の保障が手厚くなります。

無理をしてでも社保加入しましょうということではありませんが、事業所としても、職員に対してこういったメリットをしっかりと伝えていく必要があるのではないかと思います。次回へ続きます

セミナー開催します！

当事務所では、今年度もセミナーを開催いたします。まずは原点である「労務管理の基礎」と、注目の裁判例も続く「同一労働同一賃金」や「無期転換」の話題を取り上げます。

日時 平成30年6月29日（金）13:30～16:00

会場 長野市若里市民文化ホール 会議室3

内容 「労務管理の基礎知識と最新の制度改正」

「同一労働同一賃金、無期転換をめぐって」

詳細については別紙のご案内をご覧ください。

皆様のご参加を心よりお待ちしております！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net